

菅原小学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止に関する基本的な認識

- 1) いじめは、人として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長、及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- (2) いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものであることを十分に認識した上で、「いじめのない温かい人間関係を基盤とした学校づくり」「いじめを許さない集団づくり」を通して、いじめ問題の未然防止を図ると共に、日々の生活の中で、子どもたちの様子をしっかりと見守り、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切であります。
- (3) 全ての児童が安心して学校生活を送り、将来を見据えて、自分の夢や希望の実現に向けて様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域社会及び関係機関と連携し、いじめの問題に取り組むことが重要であります。

いじめは人権を踏みにじる差別事象として捉え、いじめを絶対に許さないという強い姿勢で早期発見・早期対応に努め、正確な情報と分析そして迅速な具体策の提案を行っていきます。

- (1) 相談に対しては真摯に対応します。相談に対する事象には多角的、客観的に捉えます。相談者の疑問に丁寧に対応し、不安解消に努め、信頼関係構築に全力で努めます。
- (2) 児童の学校生活の変化を見逃さないことです。おかしいと思うことに対しては対応を始めます。
- (3) 報告・連絡・相談の下で、職員一人に任せすことなく、組織的対応をします。この基本姿勢の上に、発達段階に応じて児童の指導を系統的、計画的に実施し、いじめを許さない学校教育を推進します。

学校における相談体制としては担任が一番の良き理解者ですが、担任、相談者を支援しやすい環境を整えるため、心の教室相談員や教務主任、養護教諭が相談内容を理解し、迅速に対応していきます。必要に応じて教育委員会、関係機関と連携し、相談者への支援を手厚く行っています。また校内生徒指導全体会、枚方市小・中学校生徒指導連絡会での交流、各種研修参加を通じ教職員がいじめを見逃さない、いじめに敏感に対応する姿勢を堅持します。

以上の基本姿勢をいじめ防止基本方針の基盤とし、生徒指導、人権教育、校内研究との連携、関連を密接に行い、いじめを許さない教育を推進します。日々の教育活動を通じ本校からいじめを根絶することを目指し、菅原小学校いじめ防止基本方針を定めます。

2. いじめの定義

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』
(いじめ防止対策推進法第2条)

上記法令の趣旨を理解し、本校では当該児童、第三者からの相談に対して相談者の立場に立って話を進めます。常に相談者は被害を受けているという意識と児童を守るという視点に立ち、多角的側面から実態の把握と理解に努めます。

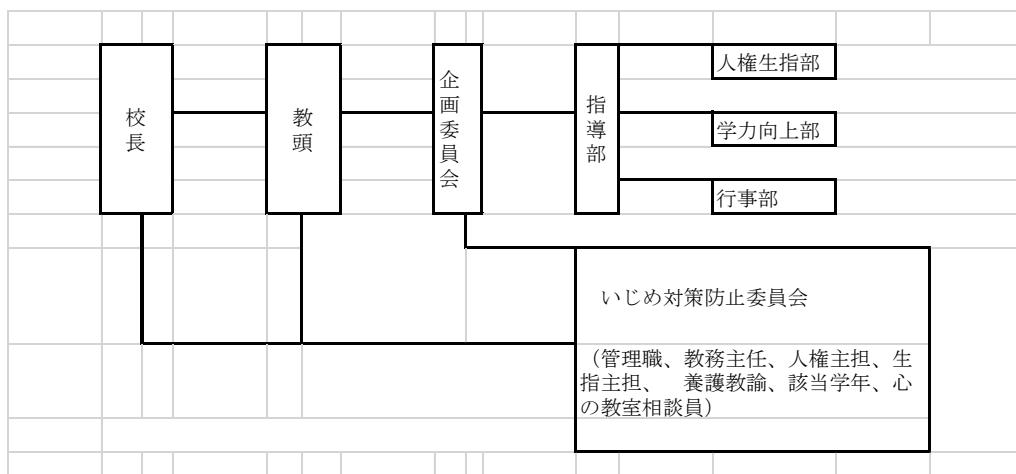
本校で実施しているきもちをきかせてアンケートの「いじめを受けているか」という質問内容では、

- ①悪口・かけ口（ネット上も含む） ②無視・仲間はずれ ③おどされる（いやなことを無理やりやらされる） ④暴力 ⑤意地悪（くつかくし・物かくしをふくむ） ⑥お金や物を取られる ⑦みんなでする仕事を一人でやらされる ⑧いたずら ⑨その他

と以上のようになっており、本校のいじめの定義を児童に具体的に示しています。

3. いじめの防止等の対策のための組織

（1）本校の組織概略図



本校は指導部会を3部会で構成しています。指導部会で立案構成し、具体化、実行していきます。いじめ防止担当は人権生指部にあります。人権生指部は各学年、担任外から構成されており、児童の実態、様子を適宜把握していきます。

(2) いじめ防止委員会の構成

- ①第一段階である、最初の窓口は担任が担う場合が多いと考えます。第一段階の相談を通じ、いじめに関する事象があった場合、報告・連絡・相談の体制の下、管理職、各学年が課題を共有していきます。
- ②第二段階である「いじめ防止対策委員会」は管理職、教務主任、人権生指主担者、該当学年、養護教諭、心の教室相談員で構成します。情報の正確な整理・分析、実態把握に努めます。

4. いじめの防止等に関する取組について

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうるという認識の下、本校はいじめの未然防止に向けて以下の取組を行っていきます。

- ・児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけるようにします。
- ・児童が規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加するよう育成します。
- ・児童が活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- ・児童が自らいじめに対して自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることができるよう、支援します。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。

(2) 早期発見

教職員がいじめを発見する場合よりも、当該児童、第三者からの指摘でいじめが分かる場合が多いです。いじめは本校児童間で発生する場合がほとんどであり、例えいじめが学外で行われていたとしても、児童の学校生活に暗い影を落とします。大変、発見にくいと言えども、児童の変化を見落とすことはできません。特に昨今、携帯電話やスマートフォン、SNS等の普及により、教職員の目も手も届かないところでいじめが発生しています。

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、当該児童に対して早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していきます。

本校ではいじめを早期発見していくために以下の取組を行います。

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努めます。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、研ぎ澄ました姿勢で臨みます。
- ・職員間の共通理解を深めます。
- ・研修を通じ、日々の児童指導に対してもいじめに対する教職員の意識を高めます。
- ・児童、保護者、地域に対して、スマホやSNS等によるいじめや被害について啓発を実施していきます。
- ・いじめの早期発見を徹底する観点から、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」にあるチェックシート等を活用します。
- ・学校組織として情報を共有し、具体的な取組を実施します。
- ・相談窓口を学校便り、保健便り等で保護者にお知らせします。
- ・アンケート調査等を学期に1回（年間3回）実施し、必要に応じて聞き取りを行います。いじめをいち早く発見できるように、そしていじめを黙認することのないよう、「いじめを受けているか」という内容の項目だけでなく、「いじめを受けている人を知っているか」という内容の項目を追加しています。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた教職員は、内容の大小で判断せず、相談内容を迅速に把握し、速やかにいじめの概要を管理職、生活指導部へ報告します。いじめを知る、知られる職員は担任である場合が多いですが、抱え込まず、学校として組織的に行動していきます。第一段階の初期対応では担任と学年が事実確認を行い、管理職、人権生指部へ報告しますが、「いじめの防止等の対策のための組織」で示したとおり、必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を開催し、事案に対して協議し、対応の検討と役割分担を行い、以下の取組を進めます。

- ・いじめ防止対策委員会で事案を協議し、取組を検討します。
- ・対象となる児童の安全を確保し、見守りを行います。
- ・複数の教員で対象となる児童から聞き取りを行います。
- ・見守り、聞き取りを行いつつ、取組内容を再検討していきます。
- ・事案に適した教材を選択し、児童指導を行っていきます。
- ・必要に応じてアンケート調査を実施します。

- ・いじめの背景、温床となる原因を発見し、いじめの解消を目指します。
- ・P D C Aで取組を検証します。
- ・関係保護者へ情報提供を行います。
- ・事案の内容によっては速やかに関係機関・専門機関、地域諸団体等と連携を図ります。
- ・児童の状態に合わせた継続的な心のケアを行います。
- ・いじめを行った児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。
また、状況や心情を聴き取り、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行います。

以上の点について教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。

(4) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

○いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間：少なくとも3ヶ月を目安）

○いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察する必要があります。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態に関わる調査

- ・調査をする重大事態

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- 子どもたちが自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当な期間」については、国の方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としています。

本校では欠席で連絡がない場合は午前中に家庭へ連絡します。また、欠席内容がはつきりしない場合は日数に限らず、「おかしい」と考え、児童の状況を再考し、危機管理意識を持って対応していきます。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合には、相談内容で判断せず、相手側の立場に立ち、重大事態として丁寧に対応していきます。

(2) 重大事態の報告

本校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。同時に関係機関、地域諸団体と連携していきます。

(3) 事実関係を明確にするための調査

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもたちの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

ア) いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

①いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を実施します。
②いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童の安全を確保することを最優先とした調査実施します。

③調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為をやめさせます。

④いじめを受けた児童に対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行います。

- ⑤調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」を参考にします。
- ⑥事案の重大性をふまえて、教育委員会のより指導・支援の下、関係機関ともより適切に連携して、対応にあたります。

イ) いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ①いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該の児童の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、思いを重く受けとめ、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。
- ②調査方法として、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

- ①学校はいじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。
- ②情報の提供にあたっては、学校は、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

イ) 調査結果の報告

調査結果については速やかに、学校は教育委員会に報告します。